

Title	近世畿内村落における由緒・由緒者：山城国大原郷士と惟喬親王由緒
Sub Title	Pedigrees and pedigreed people in a Kinai Village of the early modern ages
Author	吉岡, 拓(Yoshioka, Taku)
Publisher	三田史学会
Publication year	2004
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.73, No.2/3 (2004. 12) ,p.105(251)- 131(277)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20041200-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世畿内村落における由緒・由緒者

——山城国大原郷士と惟喬親王由緒——

吉 岡 拓

はじめに

近年、近世村落社会の内部に存在した諸権威、由緒について注目した研究が増えていている。これは、従来の階級論や経済分析を中心とした村落史研究では捉えきれない要素が近世村落の中に存在していることが、研究が進展することで顕在化してきたことの結果にほかならない。

村落社会の由緒に関する研究としては、大友一雄氏⁽²⁾、井上攻氏⁽³⁾、山本英一氏⁽⁴⁾などの研究が知られている。また、根底に同様の問題意識を持つものとして、近年、村落社会における歴史意識の形成、地誌編纂事業などに関する研究も盛んに行われている。岩橋清美氏⁽⁵⁾、白井哲哉氏⁽⁶⁾、羽賀祥二氏⁽⁷⁾らの研究が、その代表的なものであろう。

このように見ると、村落社会の諸権威、由緒について

の研究が近世村落史研究の一潮流となりつつあることは疑いないとこころである。しかし、由緒研究がいまだ事例不足であることもまた否めない。とりわけ、分析される地域に偏りがあるようと思われる。従来の研究はその多くが関東およびその周辺地域を対象としたものであり、西日本などを対象とした研究はほとんど存在していない、というのが現状である。⁽⁸⁾

本稿は、そうした由緒研究の現状に鑑み、近世畿内村落における由緒と由緒者について若干の検討を行うことを主要な目的とする。検討の対象とするのは、三千院や寂光院の存在で知られる山城国愛宕郡大原郷（現在の京都府京都市左京区大原）の地に居住した、先祖が惟喬親王の政所を勤めていたという由緒を持つ郷士達（以後「大原郷士」と表記）である。この大原郷士の存在については從

来ほとんど知られることがなかつた、と言つてよい。彼らはその由緒により京都町奉行所から苗字帶刀を許され、郷内で「政所役」と呼ばれる役務を担うなど、他の郷民達とは区別された存在であつた。畿内村落における郷士の存在形態については、既に吉川秀造編『近畿郷士村落の研究』⁽¹¹⁾などで詳細な検討が行われているが、本稿は由緒を軸に議論を展開していく点で従来の研究とは視点を異にするものであるといえるだろう。以下、行論において、まず大原郷士が由緒により得ていた種々の特権的具体的内容について述べ、次に彼らの郷内での特権的な地位が十八世紀以降に動搖していく様子、そうした動きへの抵抗の結果として郷士達が由緒の内容を改変し、由緒者としての自覚を深めていく過程を、辿っていくこととする。

一、近世期の大原郷と大原郷士

まず近世期の大原郷について見ていきたい。

大原郷は、中世以来の系譜を持つ行政区画である。⁽¹²⁾その内部に来迎院村、勝林院村、上野村、草生村、大長瀬村、野村、井出村、戸寺村の計八つの村落が存在してい

た。⁽¹³⁾井出村村域内にある江文神社が郷の鎮守である（別紙地図を参照のこと）。生業は農業のほか、大原女の存在で知られるように炭焼きや杣業などが行われていた。

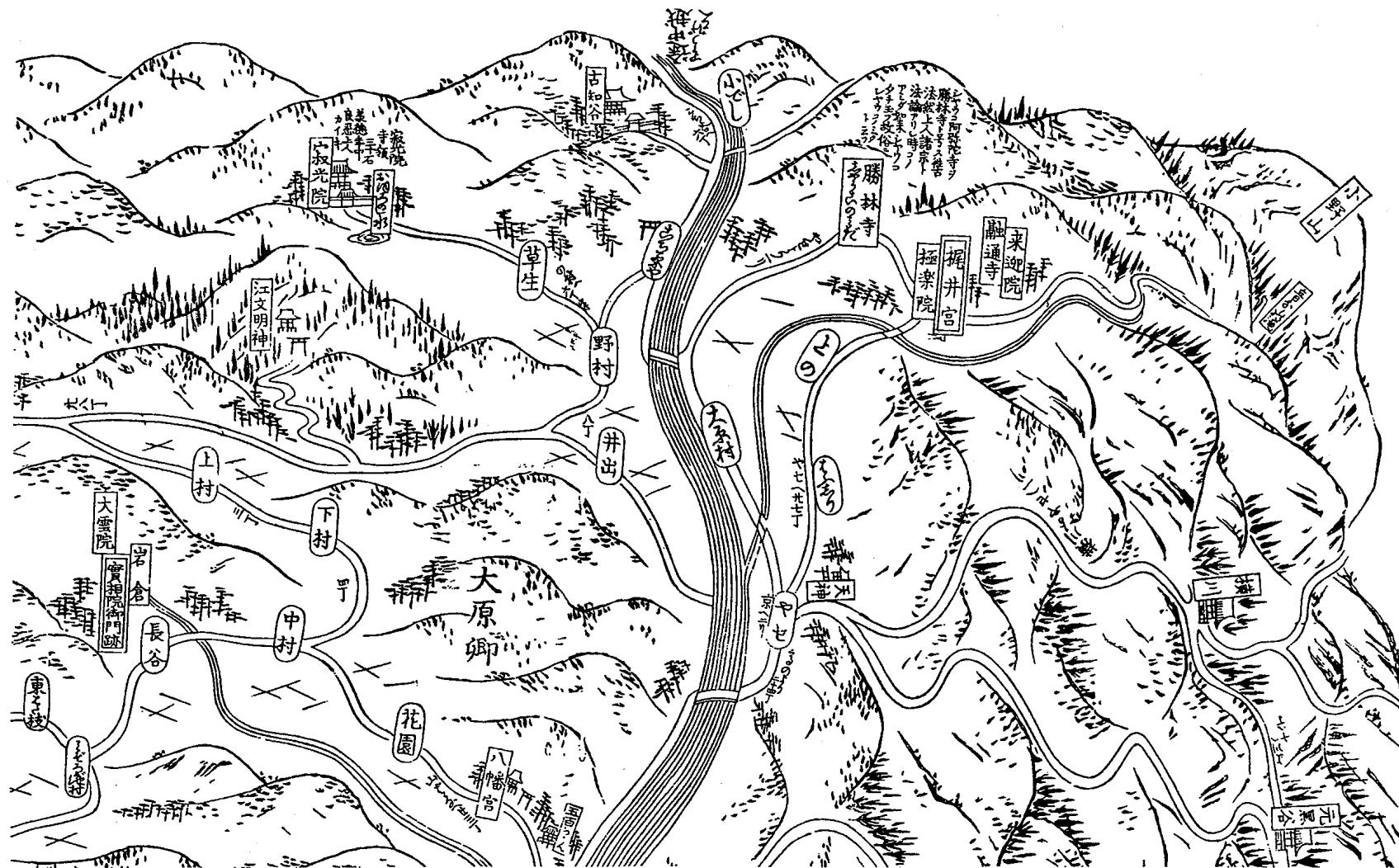
近世期における大原郷内の石高、所領構成を一覧したのが【表1】である。郷内全体で一二〇〇石あまりと、山間地域としては恵まれた土地条件にあつた。また、近世畿内社会に典型的な非領国地域であつたことが表から伺える。

大原郷と惟喬親王との関わりは、病により出家した惟喬親王が「比叡の山の麓」の「小野」に隠退した、という逸話に由来する。⁽¹⁴⁾惟喬親王は承和十一年（八四四）生、文徳天皇の第一皇子であったが、皇后・藤原明子に惟仁親王（後の清和天皇）が生まれたためその地位を追われる。貞觀十四年（八七二）病により出家し、寛平九年（八九七）に薨じた。⁽¹⁵⁾

ここで近世期の大原郷で惟喬親王に関する伝承がどのような形で伝えられていたのかを、いくつかの地誌、名所案内記を基に簡単に見ていくことにしたい。

黒川道祐が天和二年（一六八二）に記した「北肉魚山行記」に、「村ノ半ハ道ノ東ノ山ノ上ニ小野ト云フ小村アリ、此ノ所ニ惟喬親王御座シトテ、石塔婆一箇残レ

【参考 大原郷およびその周辺地図】



「改正京都御絵図細見大成」(慶応4年2月再刻版) (新修 京都叢書) 第23巻、臨川書店、1993年、所収) から大原周辺部を抜萃

【表1】大原郷八ヶ村石高および所領構成

村名	「山城国明細帳」（享保十七年）	『旧高旧領取調帳』（明治元年）
来迎院村	93石4斗（梶井宮領） 17石2斗7升2合6勺（来迎院領） 2石6斗5升2合9勺（勝林院領）	166石6斗5升5合（梶井宮） 17石2斗7升2合6勺（来迎院領） 2石6斗5升2合9勺（勝林院領）
勝林院村	146石6斗（梶井宮領） 4石3斗5升7合6勺（来迎院領） 22石3斗4升6合6勺（勝林院領） 23石4斗（境内分）	200石5斗4升9合（梶井宮領） 4石3斗5升7合6勺（来迎院領） 22石3斗4升6合6勺（勝林院領）
上野村	93石2斗9升（妙法院宮領） 138石2斗2升1合5勺（半井家領） 7石1斗2升6合2勺（来迎院領） 2石6斗5升7合2勺（勝林院領）	93石2斗9升（妙法院宮領） 138石2斗2升1合5勺（半井家領） 7石1斗2升6合2勺（来迎院領） 2石6斗5升7合2勺（勝林院領）
草生村	140石2斗9升8合4勺（半井家領） 3石8斗5升3合1勺（来迎院領） 2石2斗2升6合4勺（勝林院領）	135石5斗3升9合6勺3才（半井家領） 3石8斗5升3合1勺（来迎院領） 2石2斗2升6合4勺（勝林院領）
大長瀬村	50石（梶井宮領） 1石5斗6升（来迎院領）	78石6斗7升3合（梶井宮領） 1石5斗6升（来迎院領）
野村	103石7斗8升3合3勺（半井家領） 13石4斗2合（来迎院領） 15石7斗1升（勝林院領）	103石7斗8升3合3勺（半井家領） 13石4斗2合（来迎院領） 15石7斗1升（勝林院領）
井出村	45石3斗6升3合3勺（半井家領） 19石6斗6升8合6勺（来迎院領） 3石6斗1升9勺（勝林院領）	45石3斗6升3合3勺（半井家領） 19石6斗6升8合6勺（来迎院領） 3石1斗1升9勺（勝林院領）
戸寺村	100石3升7勺（狩野家領） 2石1斗1升9合9勺（来迎院領）	128石9升8合7勺（狩野家領） 2石1斗1升9合9勺（来迎院領）

「山城国明細帳」（「波多野周造家文書」《京都市歴史資料館架蔵写真版》G—19）、『旧高旧領取調帳』を基に作成

「リ¹⁶」との記述がある。これにより、十七世紀後半には惟喬親王に関する伝承が世間に定着していたことがわかる。注目されるのは、既にこの段階で「石塔婆」の存在が確認できることであろう。二〇年あまり後に記された沙門白慧撰の『山州名跡志』ではこの石塔を「五輪塔」と記しており、さらに天明六年（一七八六）刊の秋里籬島『拾遺都名所図会』に所載された大原郷の絵図に記される「惟喬¹⁷塔」も、五輪塔として描かれている。¹⁸五輪塔とは方・円・三角・半月・団の五つの形で構成された供養塔婆で、平安期より作り始められ、十六世紀頃が建立のピークであったという。以上のことを考慮に入れれば、石塔が建立された時期を中世段階に見ることも可能であろう。

大原郷士とは、はじめにでも述べたように、この惟喬親王の政所に勤めていた、という由緒を持つ人々である。その真偽の程は定かではないが、かかる由緒を有していたあたり、中世期に郷内で力を持つた土豪百姓の系譜を踏む者達であると推測される⁽²⁰⁾。先に見た五輪塔なども、彼らの先祖により建立された可能性が高いであろう。

大原郷士は、惟喬親王との由緒により町奉行所から苗字帶刀を許され、また「政所役」と呼称される役務を郷内で担っていた。寄合の際に席次が優先され⁽²¹⁾、歩人足を免除されるなど、他の郷民達とは区別された存在として位置づけられていたのである。

【表2】～【表4】は、十八世紀後半から維新期にかけての大原郷士家筋数を示したものである。数こそ減らしつつも、彼らが近世期を通じて郷内に存在していたことがわかるであろう。試みに明治八年（一八七五）の大原郷士数二〇人＝二〇軒を基に、明治五年（一八七二）時の大原八か村の総戸数二五六軒⁽²³⁾からその割合を算出してみると、全戸数のおよそ八%が大原郷士の家筋であつたということになる。なお、弘化二年（一八四五）に作成された由緒書によれば、郷士家筋は当初郷内に三十六軒あつたという（後述）。

郷士達が郷内で務めた政所役であるが、町奉行所と郷内各村の村役人の間に立ち、支配・被支配関係を補完する役割を担うものであった。名称の由来は彼らの由緒に基づくものと思われるが、事実関係は不明である。郷士家筋より十人が政所役に選ばれ、その中から二、三人（年齢順か）が「当役」を一年間務めた⁽²⁴⁾。郷士家筋の者で政所役に選ばれてない場合、各領の庄屋を務めることもあつたといいう。

政所役の具体的な役割について以下に見ていただきたい。まず挙げられるのが、町奉行所などから出された触の郷内への回達である。「従御公儀様御廻状留帳」と題された宝永七年（一七一〇）の触留の中から一例をあげるなら、たとえば「寅八月」の日付で出された酒商売に関する触は、同月十二日に町奉行所雜色・荻野七郎左衛門から政所当役の佐藤重兵衛に渡され、彼より「若猥りニ候ハ、政所中間より御公儀様へ御ちうしん可申上候」との奥書を付され、郷内各村に回達されていく。

次に、郷内で起こつた争論や訴訟の調停者としての役割である。たとえば文化九年（一八一三）、郷内の年中行事として草生村、野村の一村より「懸ヶ獅子」（獅子舞の一種か）が出された折、上野村内において「闇打」

【表3】慶應四年四月大原郷土数

苗字	計
足立	1
久保	13
佐竹	2
佐藤	1
清水	0
津吉	1
山路	1
合計	19人

「津吉家文書」3194-730~733より作成

【表2】寛政元年大原郷土数

村名	人数	苗字別
来迎院村	3	佐竹2、山路1
勝林院村	3	久保3
上野村	9	久保8、清水1
草生村	1	久保1
大長瀬村	0	
野村	5	足立1、津吉4
井出村	0	
戸寺村	3	佐藤3
当役	2	久保2(内1人は勝林院村居住)
合計	26	足立1、久保14、佐竹2、佐藤3、清水1、津吉4、山路1

「津吉家文書」3195-832~837より作成

【表4】明治八年大原郷土数

村名	人数	苗字別
来迎院村	3	久保1、佐竹1、山路1
勝林院村	2	久保2
上野村	8	久保8
草生村	1	久保1
大長瀬村	0	
野村	4	足立1、津吉3
井出村	0	
戸寺村	0	
当役	2	久保1、佐竹1
合計	20	足立1、久保13、佐竹2、津吉3、山路1

「津吉家文書」3194-847~853より作成

され、怪我人が出るという騒ぎがあつた。事件を受けて両村は、翌年の上野村への「懸ヶ獅子」の出張を見合わせたいと主張した。これに対し政所役は、古格を失うことを避けて行事自体は例年通り執行することとし、かわりに騒ぎを起こした者への厳重な処罰、各村内の警備の徹底を決定し、それを政所当役の名前で郷内各村の村役人へ定書として言い渡した。⁽²⁸⁾ 政所役の主導によつて事件が調停、解決されている点に注目したい。

郷内に複数知行所を持つ領主と領民との間の諸交渉の仲立ちも、政所役の重要な役割であつたようである。通常、領主へ年貢などを上納する場合、各知行所の代表となるのは庄屋などの村役人層であるが、錯綜した所領構成にある大原郷では個別の知行所をまとめる存在を必要としたのであろう。寛政五年（一七九三）三月、勝林院村梶井宮領で作成された名寄帳が領内の庄屋ではなく「当役 久保磯之丞」の名で梶井宮勘定所に提出され聞いたことなどは、そのことを示しているものと思われる。⁽²⁹⁾ 郷レベルで行う神事の管理と運営も政所役が担つた。

具体的には郷の鎮守である江文神社の管理や神事の実施などであるが、これについては次節で詳しく見るので省略する。

以上、大原郷と大原郷士について見てきた。中世期の土豪百姓の系譜を持つと思われる大原郷士は、近世期以後も郷内支配者としての地位を維持していたことが知られるであろう。

二、政所役の動搖と「郷侍」身分の喪失

前節では近世期における大原郷と大原郷士について概略した。しかし、彼らの郷内での支配的地位は、近世期を通じて決して安定したものではなかつた。本節では彼らの郷内での地位が、郷内住民の反発や幕府政策の転換により近世中期頃より動搖していく様子を見ていく。

大原郷士の政所役としての役割の一つに、郷の鎮守である江文神社の管理と神事の実施があつたことは先述した。地域の神社の管理や神事実施の権利を掌握することは、土豪百姓が地域での支配的地位を獲得・維持する上で重要な要素である。⁽³⁰⁾

この江文神社に関する諸権利が、享保年間に郷内住民の反発に遭うこととなる。次に見るのは、享保十年（一七二五）、江文神社の社殿修復をめぐつて起きた政所役

と井出村住民との争論に関して、同十三年（一七二八）⁽³¹⁾に作成された取替証文である。

（史料一）

取替証文

一、城州愛宕郡大原郷八ヶ村氏神江文大明神社政所役人共訴候者、江文大明神之社、四年以前已ノ正月二日之夜致焼失候ニ付、其節政所役人より仮屋之儀奉願候処、御赦免被成下、則仮屋建置候、惣而北大原郷八ヶ村儀、御公用何事ニよらす政所役人相勤、地頭用事者村々其時之庄屋、年寄相勤、大明神祭礼之節ハ神人其外氏子共立会所行之候、右之通ニ付、社造營之儀政所役人共より可奉願与存、同年十一月朔日出京仕候処、右八ヶ村之内井出村、新規企、宮本与申社人を拵テ者共徒党仕、右造營願書ニ加判可仕与申、異論ニ罷成奉願候儀相止罷帰候、其後井出村之者共弥宮本与称シ、右社人共申合七ヶ村江者不相知造當之絵図調、渡馳ケ仕候而奉願候、郷中之古法を破り候而者未々如何様之儀可仕茂難計御座候ニ付、古來之通政所役人共より奉願候上造立御赦免被成下候ニ付、政所役人与及双論候、明神之儀者郷中八ヶ候様仕度旨申之、宮本与称シ井出村庄屋三太夫、年

寄小三郎、社人与右エ門、講中惣代五郎次郎、治郎右エ門答候者、大原郷八ヶ村氏神江文大明神社焼失已後、仮屋之儀四年以前已ノ年、治左エ門、孫四郎、為右エ門儀政所年番故此者共江申渡奉願候、惣躰御公用之儀者何事によらす政所年番ニ相勤させ候、地頭方之儀者、其村々庄屋、年寄相勤申候、明神祭礼之儀者、天正拾九年卯六月定帳を以役指仕候、且又應永六年社常夜燈勧進帳等茂私共方ニ所持仕、社修覆抔も政所役人江申渡候ニ付、右皆造營之儀も当春より八ヶ村より取立候様ニ申渡候得共、政所役人不同心ニ付歎ケ敷存、氏子中奉加仕、亦候八ヶ村会所ニ而彼者江申渡候処、同心ニ付社人宮本并八ヶ村之年寄老人宛政所ニ相加リ一統仕、四年以前已十一月二日造營之儀奉願筈ニ御座候処、前日政所之内右三人之者共抜て、新法を企奉願候由ニ付、私共も別ニ絵図を以奉願候、政所之者共造立不相妨候様支度旨申之ニ付、双方数回御吟味之上、七ヶ村庄屋年寄共を茂被 召出被遂御糾明候処、此度江文大明神社皆造營之儀、井出村之者共並神人共徒党仕新規を企候ニ付、政所役人与及双論候、明神之儀者郷中八ヶ村之氏神ニ而御座候、政所申上候通相違無御座候、

政所奉願候通被仰付被下候様奉願候旨口書指上申候、依之被仰渡候者、江文大明神ハ大原郷八ヶ村之氏神、社者井出村領ニ有之、井出村者宮本与称之由庄屋三太夫申之、戸寺村与右エ門ハ社人之由ニ而、八ヶ村之役人、政所之者共与社造営之儀相争再応被遂御吟味候処、宮本之儀申ならハし候迄ニ而証拠無之候間、自今已後宮本与申間敷旨、並社人と申儀茂無之事之旨、所住与申候而神人之由、三太夫、与右衛門書付指出有躰ニ相聞候ニ付、政所役人も和融准シ、此度

社造営願書ニハ所住壱人、八ヶ村年寄壱人宛為致加判可相願旨、則書付を以申候（後略）

長文の引用となつてしまつたが、重要な内容が多く含まれているので順を追つて見ていきたい。まず大原郷士達自身が認識する、江文神社に関する彼らの権利について述べられている。郷士達は大原郷内の「御公用何事ニヨラス政所役人相勤」める存在であり、社殿の造営願についても「郷中之古法」を遵守したものであると認識されている。

この郷士達の主張に対する争論の相手方、井出庄村屋三太夫らの反論は極めて興味深い。彼らは「宮本」を自

称し、江文神社の管理や神事はすべて「宮本」により行わるべきものであると主張する。その根拠として示されたのは、「天正拾九年卯六月定帳」「応永六年社常夜燈勧進帳」という文書類の所持であった。「宮本」達はさらには、隣村の戸寺村の住民である与右エ門を「社人」として抱き込む。こうして彼らは江文神社の神人としての地位を独占した上で「社修復杯も政所役人江申渡候」と述べ、政所役の江文神社に対する権利を否定したのである。

郷士達と「宮本」の見解の相違に対し、郷内の七か村庄屋、年寄は郷士側の主張を支持した。この村役人達の主張は町奉行所の裁許に一定の影響を与えたようと思われる。町奉行所は「宮本」達が主張していた神人としての地位を「申ならハし候迄ニ而証拠無之」と明確に否定し、以後は単に「所住」と呼称するように命じた。

だが、この争論が大原郷士達の全面的な勝利に終わつたのかというと、決してそうではなかつた。そのすぐ後の文章を見ていけばわかる通り、町奉行所は一方で政所役に対しても「和融」を促し、社殿修復の願書は政所役のほか「所住壱人、八ヶ村年寄壱人宛」にも加判させるよう命じた。このことは、大原郷士達が主張していた

「郷中之古法」が町奉行所により否定されたことを意味していた。以後、社殿修復の出願や神事の実施は、すべてこの享保十三年の裁許に則つて行われることとなる。⁽³²⁾

井出村の「宮本」を自称した者達の行動は、「御公用何事ニよらす政所役人相勤」という郷士達の政所役の役割を否定しようとしたものにほかならないであろう。そして、このような動きは決して一過性のものではなく、これ以後も大原郷士の政所役としての役割を否定しようととする動きが断続的に起こるのである。

明和二年（一七六五）、公用の際の諸経費の割賦をめぐって、井出村と政所役・七か村との間で争論が起こる。政所役が務める公用の諸経費は八か村からそれぞれ出銀していたが、数年前より井出村が出銀を拒否したことから起きた争論である。文書上は七か村も争論に加わってはいるが、実質的には井出村と大原郷士の間の争いと見て差し支えないであろう。

井出村の人々が要求したのは、出銀勘定帳の公開という点である。これに対し政所役は、以後「井出村之儀者御触書之面ニ井出村と申村書別ニ御書付」くれるよう町奉行所に願った。彼らがこのように厳しい態度で臨んだのは、「七ヶ村之もの共井出村を見習ひ我何ん申様ニ相

成」ることを恐れたためである。争論は最終的に政所役側の要求が通り、以後の触回しは七か村と井出村とは別に分けて行われることとなつた。⁽³³⁾

ところが三年後の明和五年（一七六八）、江文神社で行う神事の際の席次をめぐって、再び井出村と政所役との間で争論が起こる。井出村の人々は「西ノ村神主」と名乗り、江文神社の神事では自分達が上座に座るのが正当であると主張した。これは享保十年の争論で同村の人々が「宮本」と称したのと同じ論理である。しかし、既に見た通り、町奉行所は享保十三年の時点で井出村の人々の江文神社に関わる特権的な権利の存在を否定していたから、かような主張が認められるはずもない。町奉行所は彼らが享保十三年の裁許を無視したことを咎め、争論は井出村側の全面的な敗北に終わつた。触回しにしても明和二年の決定が改められ、再び八か村を一つとするよう言い渡された。また、この争論の過程で、戸寺村の人々が八朔神湯の際の神事を一村単独で行つていたことが町奉行所に知られるところとなり、今後は江文神社において八か村揃つて執り行うように命じられた。⁽³⁴⁾

以上に見てきた三つの争論は、いずれも政所役が郷内で担つてきた役割に異議を唱えるものであつたという点

で、大原郷士達の郷内での地位を否定しようとする意味合いを強く持っていたと評価できよう。気になるのは、ここで見てきた争論のすべてが井出村の村民を中心に行われていたことである。なぜ彼らが大原郷士に対し際立つて反抗の態度を示したのであろうか。

この点について考えた際に注目されるのが、井出村が郷内の八か村の中では低い村格に位置づけられていた、⁽³⁵⁾ という事実である。村格という郷内での序列関係に不満を抱きその解消を図ろうとした井出村の村民達の行動が、結果的に序列関係の頂点にある大原郷士の地位を否定しようとするものへと発展していったのではないだろうか。とはいえる、郷士達が郷内で圧倒的な力を保つていられただのならば、井出村の村民達の不満がかような形で噴出してくることはなかつたようにも思われる。なぜ井出村の村民達から批判の声があがつたのか、という点だけではなく、それを可能にさせた他の要因についても見ていかなければならないであろう。

大原郷士達が既に十七世紀後半にはかなり厳しい経済状況に置かれていたことは、彼らが元禄年間には講を結成し、家筋の維持に努めていたことからも窺える。⁽³⁶⁾ だが、残念なことに、郷士達の経済状況を詳細に知り得る史料

は残されていない。わずかに残された史料の中から、寛政年間中の勝林院村梶井宮領在住の郷士達の経済状況について見てみることとする。

【表5】は寛政五年（一七九三）に勝林院村梶井宮領に提出された名寄帳のうち、同領内居住者のみについてまとめたもの、【表6】は同村村域内の山々に課せられていた「御入木運上」と呼ばれるこの地域特有の役負担⁽³⁷⁾ のうち、寛政四年（一七九二）度分についてまとめたものである。後者の「御入木運上」については不明な点が多いが、史料中の「庄屋、年寄、山持共立合、四至境並字御運上之木数委細相改、壱ヶ所宛持主之名印仕差上申候」という記載に従い、一筆ごとに記載されている人名をその土地の所有者と判断することとした。また、「四至境」では実際の土地面積を測り知ることできないので「御運上之木数」にて比較することとする。

さて、寛政元年（一七八九）の時点において、勝林院村梶井宮領内には久保林之丞、久保磯之丞、久保徳右衛門、久保甚五兵衛の四人の郷士が居住していた。⁽³⁸⁾ しかし、久保徳右衛門については【表5】、【表6】共にその名を確認することができない。久保林之丞、久保磯之丞の両者については【表5】の上位にその名前を確認できるが、

【表5】寛政五年、勝林院村梶井宮領内居住者の田畠持高

順位	人名	田畠持高合計	順位	人名	田畠持高合計
1	久保林之丞	11石2斗7升9合	20	庄右衛門	2石8斗2升4合
2	八良治	9石9斗7升4合	21	忠治郎	2石8斗1升8合
3	理覚院	9石8斗3升	22	助治郎	2石8斗
4	久保磯之丞	8石9斗3升4合	23	清右衛門	2石7斗6升1合
5	九兵衛	8石9升9合	24	長左衛門	2石5斗6升3合
6	吉右衛門	7石5升8合	25	又左衛門	2石4斗9升2合3勺
7	丈助	6石1斗2升8合	26	太左衛門	2石4斗2升8合8勺
8	三良左衛門	5石6斗9升3合	27	安治郎	2石3斗2升4合
9	磯治郎	5石6斗2升9合	28	勘三郎	2石1合
10	忠左衛門	5石2斗2升4夕	29	三治郎	1石9斗1升3合
11	源太郎	4石6斗6升5合	30	利兵衛	1石7斗8升6合
12	三左衛門	4石2斗7升9合	31	権治郎	1石7斗6升7合
13	茂左衛門	3石8斗1升2合	32	石松	1石7斗6升2合5勺
14	五左衛門	3石4斗4升1合	33	治左衛門	1石5斗6升2合
15	藤右衛門	3石2斗4合	34	只右衛門	1石4斗7升9合
16	源兵衛	3石1斗5升5合	35	実光院	1石3斗2升8合
17	太右衛門	3石1斗3升2合	36	作治良	1石1斗6升4合
18	念佛寺	3石1斗3升	37	藤八	2斗2升
19	重兵衛	2石9斗7升9合	38	善逝院	1斗

「大原勝林院町文書」G-10より作成

持高は十石前後にすぎず、他の住民にくらべて突出した土地所持を行つていたとは到底言えない。唯一、久保甚五兵衛だけが突出した山地を所持していたことが【表6】からわかるが、その甚五兵衛についても田畠の所持については確認できない。総じて言うなら、勝林院村梶井宮領在住の大原郷士は、久保甚五兵衛を除けば他の村民達とほとんど変わることのない経済状況にあつた、と見ることができるであろう。

以上は限られた地域に住む大原郷士達のごくわずかな時期についてのみ見たものであるので、これだけを基に当該時期の大原郷士全体の経済状況について判断するのは早計であるかもしれない。⁽⁴⁰⁾しかし、先掲の【表2】～【表4】に見られる郷士家数の減少傾向などを踏まえれば、当該時期の大原郷士達はやはり全体としては厳しい経済状況に置かれていたであろうと推測することもあながち外れてはいないようと思われる。

ここまで大原郷士の政所役としての地位が十八世紀以降動搖はじめていたことを、当該期の彼ら

【表6】寛政四年、勝林院村内山御入木運上の負担数

順位	名前	御入木運上数	順位	名前	御入木運上数
1	久保甚五兵衛	460.4	15	甚之助	38.3
2	吉蔵	116.7	16	念佛寺	31.7
3	清左衛門	112.4	17	甚之丞	29.7
4	阿弥陀寺	104.5	18	赤治郎	23.0
5	九兵衛	87.5	19	四兵衛	21.0
6	吉右衛門	57.0	20	三郎左衛門	18.3
7	五左衛門	55.8	21	吉治郎	17.2
8	吉兵衛	55.4	22	孫右衛門	9.0
9	多左衛門	53.7	23	彦右衛門	7.0
10	忠治郎	52.0	24	重治郎	6.8
11	庄兵衛	45.8	25	勝林院村惣中	5.9
12	重兵衛	43.2	26	小太郎	5.8
13	甚兵衛	42.5	27	治郎作	2.0
14	平左衛門	39.2			

「大原勝林院町文書」G-9より作成

[註]・数字の単位は全て「把」

・小数点第二位以下は切り捨てて表記

経済状況なども考慮しながら見てきた。こうした状況に加えて、近世後期以降の幕府の帶刀人政策の転換が、彼らの境遇をさらに揺れ動かすこととなる。次に見るのは、寛政十一年（一七九九）、山城国内で行われた帶刀人改の際に政所当役から町奉行所宛に提出された文書である。⁽⁴¹⁾

（史料二）

乍恐口上書

一、大原郷政所役之者共帶刀御改ニ付、先達而銘々名苗相名乗、常帶刀仕来候旨書付奉指上置候處、猶又昨日被召出委細御尋之趣承知仕候、此儀先達而書付
二奉申上候通之由緒ニ而政所と相唱、則政所役之者ハ名苗相名乗、往古より常帶刀仕来候身分ニ御座候得共、元來無給之もの□御座候故銘々百姓之稼仕候ニ付、當時ニ而者常帶刀ハ不仕、御地頭用並所々神事、又者御目付様御巡見之節等斗政所役人帶刀仕候義ニ御座候、就御尋此段猶又書付を以奉申上候、以

寛政十一年未三月廿一日 足立新吾（印）
佐藤浅右衛門（印）
津吉平右衛門（印）
御奉行様

帶刀人改に対し当初は常帶刀の身分として申告していた大原郷士達であったが、再度の「御尋」を受け、現在は「御地頭用並所々神事、又者御目付様御巡見之節等」に限り帶刀していることを伝えた。この結果、郷士達は常帶刀から非常帶刀へと変更されることとなつた。

ここで、京都町奉行所管轄下における常帶刀と非常帶刀の違いについて、吉田ゆり子氏の研究⁽⁴²⁾によりながら見ていくこととした。吉田氏によれば、京都町奉行所ではその管轄下の村落に「郷侍」という、百姓でも武士身分でもない一つの身分の存在を認めていた。「郷侍」として把握されたのは、百姓で帶刀する者のうち、京都町奉行所により由緒が認められることによって帶刀を許された者達である。「郷侍」としての身分は一代限りであり、子が相続しようとすると場合には再び父の由緒書との照合による吟味が必要であつた。

以上の「郷侍」の基準によれば、寛政十一年までの大

前節において見た通り、大原郷士の郷内での地位は、郷内住民の反発と幕府の帶刀人政策の転換などにより十八世紀中に大きく動搖することとなつた。そうした中で彼らが自らの立場を守るための拠り所としたのは、代替

三、弘化二年の帶刀人改と由緒の改変

わりごとに跡目相続願を町奉行所に提出し、宿証文の発給を受けることであった。宿証文とは、先に見た寛政十一年の帶刀人改以後、町奉行所が帶刀人に對し常帶刀・非常帶刀の區別なく⁽⁴³⁾発給することとなつた、帶刀人の町村居住の許可状である。⁽⁴⁴⁾すなわちそれは、町奉行所が發給する帶刀免許状という意味をも有していた。彼らが宿証文の発給を受けることをいかに重要視していたかは、「津吉家文書」の中に跡目相続願の控書が複数残されてることからも窺い知ることができる。

ところが、弘化二年（一八四五）に行われた帶刀人改

では、その宿証文の発給を受けることすら危ぶまれる事態が生じてしまう。後に作成された由緒書の中に記されたその時の状況は、以下のようなものであつた。

（史料三）

于時弘化二己巳年、御改格ニ付無録無主之帶刀人御調之儀、宮方堂上方共領分限取調被仰聞候趣にて御殿より被申遣候ニ付、寛政度御調有之砌従仲ケ間差出相成候由緒書ニ而是迄済來候ニ付前々之通認メ差出候所、納不申、此度ハ宮方堂上方之家來都而帶刀人町住居致さず夫々屋敷江引取候様と嚴敷調ニ付、

既ニ御家財伏見街道一之橋ニ此京不初前より住居致居候由緒正敷もの、此度ハ由緒立不申、無致方御殿之致御内と納候次第故、其許より被差出候由緒も右程今少し難分様一統評定ニ付、今一応得と取調候上にて差出候様、尤領分より差出候書付其併差出候様との御沙汰ニ付、其心得ニて書取明後五ツ時迄ニ無間違差出候様御使ヲ以被仰付、昼夜心配致し此方之間録取調、左之通認メ差出候事

され、帶刀の理由として一層明確な根拠が求められるようになつてゐたのである。⁽⁴⁵⁾

以上の事態に対し、大原郷士達は所持する記録類を調べ直し、再度由緒を提出した。上記引用の史料によれば、それは「明後五ツ時迄」という極めて短い時間の中で行われた作業であつたようである。しかし、この記述については疑問の余地がある。その理由は、「津吉家文書」の中に次のような文書が残されているからである。⁽⁴⁶⁾

(史料四)

一紙之事

江州(マツ)恵知郡(マツ)昼谷村大岩右近殿方江茂書状添可申間、不遠被參、諸事物語可被成候、
一、右ニ付我等事病氣茂六ヶ敷節者木地職配下取障諸帳面等「虫喰」預り被置万事取捌等頼入候、何分
〔虫喰〕様御由緒猥ニ相成候而者恐多、且亦我等家候而者歎ケ敷、旁以是等迄頼置申処正相違無之、依系而一紙進置所如件

〔虫喰〕丸ヨリ于今結脈相続仕来候處、散乱等致し然處此度御助勢として前金千五百疋御惠被下忝祝納致し畢

弘化二年

末流

戸澤左近(印)

巳四月日

洛北大原郷

政所

戸澤左近(印)

未流

巳四月日

破損個所が多いのが残念であるが、大意を取る上での支障はないであろう。同じ惟喬親王との由緒を持つ者として以前から懇意にしていた木地師の戸澤左近なる人物が、病のため大原郷士達に「御代々之御免状、文化度之御裁許書、其他（御）奉行所江差上有之候木地師定書等」を譲り渡したことの証文である。⁽⁴⁸⁾

証文の日付は、弘化二年四月、帶刀人改めが行われた年と同年である。一方、帶刀人改の実施が郷士達に伝えられた具体的な月日については不明であるが、この帶刀人改が町方に触れられたのもやはり弘化二年四月であつたことが『京都町触集成』所収の史料により確認できるので、ほぼそれと同じ時期であると判断してよいであろう。つまり、帶刀人改が行われた時期と郷士達が木地師より文書類を譲り受けた時期は一致するのである。この年月の一致が単なる偶然とは考えにくいであろう。すぐ後に見る、郷士達の由緒に近江の「筒井公文所」系の木地師の由緒の内容が強く反映されているという事実も含めて、筆者は弘化二年に郷士達が木地師の者から文書類を譲り受けたのは、自分達の由緒の内容を改変するのに使用するためであったと考えたい。

以上のような経過を経て、郷士達は由緒の内容の改変

近世畿内村落における由緒・由緒者

（史料五）

重而御尋ニ付差出申由緒之事

を行つた。そうして作成された由緒書の原本は残念ながら「津吉家文書」の中に残されていないが、弘化二年当時の由緒に最も近いと思われる、慶応三年（一八六七）六月に津吉平治が久保直三郎所持の由緒書を筆写した「政所由緒書」と題される冊子本が現存している。久保直三郎は、すぐ後に見る史料の差出人である久保直右衛門の息子であり、翌弘化三年三月に直右衛門の跡目を相続している。⁽⁵⁰⁾ つまり、「政所由緒書」は郷士家筋の中でも由緒の改変に最も深く携わったであろう家に伝来した由緒書を、直接筆写したものと考えられるのである。他に残されている由緒書と異なり「政所由緒書」には弘化二年までの由緒しか記されていないことも、この史料が弘化二年当時に最も近い形の由緒であることを裏付けているといえよう。

その「政所由緒書」の中から、史料三末尾の「左之通認メ差出候事」に続く部分である、弘化二年七月に上野村妙法院領内の大原郷士から本所の役人宛に提出された文書を以下に見たい。⁽⁵¹⁾

城州愛宕郡御領分

大原郷上野村

久保直右衛門

久保喜右衛門

久保直七

御靈を奉崇 産宮候、且又

其節自身之苗氏を其僕名乗來り候与相見江、當時者
苗氏入交り候得共、至而乍小社

久保勝右衛門
清水源左衛門

久保喜右衛門

久保直七

御靈を奉崇 産宮候、且又

右私共儀者政所家与申、往古者郷中ニ卅六軒御座候
処、其後追々断絶仕、寛政度迄二十八軒御座候へ共
其後又々絶家ニ相成、或者當時相続人無之、旁以只
今ニ而ハ讒に十六軒相続仕罷有候、先祖者

惟高親王様之政所相勤候故、今以政所家と申伝候儀
ニ御座候、且又久保之二字ハ、元慶三年

親王様御崩御後、小椋大臣実秀卿

御靈ヲ御殿之御裏山之裾ニ

小野御靈を御勤請被為 有、御自身者昌泰二年三月二
被遊 住馴候江州若ヶ畠江被遊 引移、私共先祖江
向後一統久保と改、此所ニ止リ

御宮、御廟、御菩提寺等太切ニ守護可致旨被 仰聞
候より此方名乗來候儀ニ御座候、尤夫より年曆相立

申候、右ニ付常帶刀与申而者不仕候得共 御地頭用
並御所司代御目付様御巡見等之節、^(マ)所神事警固都
表用之節帶刀仕候、此外御領分ニ郷中帶刀仕候者老
人茂無御座候、御調ニ付此段奉申上候、以上

親王様君ヶ畠に被為 有候節私共先祖住居仕候所今村
名与相成、政所村与唱、今以彼地ニ御座候、右家筋

ニ付、往古より代々帶刀住居仕來り申候、尚亦近代
板倉周防守様御時代、元和年中御印付之御直書數通

頂戴仕罷有、其後町 御奉行五味備前守様、岩見守

様より御書物數通頂戴仕罷有、私共儀者郷中之外十
三ヶ村支配触頭被 仰聞相勤罷有候得共、向後仲間

一統困窮仕難勤相成候ニ付、支配並ニ上訴迄相断、

只今者郷中斗八ヶ村諸事支配触頭相勤罷有、代替リ
之節者寛政度より 御奉行所江御届申上、宿書頂戴

仕候、右故只今上訴者不仕候得共、家役、郷支配等

ニ付而者、政所役何之誰与苗氏付に而書付等差出し
申候、右ニ付常帶刀与申而者不仕候得共 御地頭用
並御所司代御目付様御巡見等之節、^(マ)所神事警固都

弘化二巳七月廿七日

久保直右衛門

御本所様

御役人中様

内容を要約すれば、以下の通りである。

①政所家とは、かつて惟喬親王の政所を勤めたという由緒を持つ家々である。以前は郷内に三十六軒あつたが、現在では十六軒になつてゐる

②惟喬親王が元慶三年（八七九）に薨去した後、昌泰

二年（八九九）にはその家臣の小椋実秀が君ヶ畠に移住することとなる。その際、小椋氏より以後「久保」姓を名乗り、親王の「御宮、御廟、御菩提寺等」を守護するよう命じられた

③現在では「久保」姓以外の苗字の者も入り交じつてゐるが、惟喬親王の御靈を氏神として祀つてゐる

④かつて君ヶ畠で先祖達が居住していた土地は、現在「政所村」という名となつてゐる

⑤以上の由緒により代々帶刀してきた

⑥近世以後は京都所司代・板倉周防守より「御印付之御直書數通」、京都町奉行・五味備前守などより

近世畿内村落における由緒・由緒者

「御書物数通」をもらい、郷内ほか十三か村の「支配触頭」を命じられる。しかし、困窮により現在では郷内八か村の「支配触頭」を勤めるに過ぎない

⑦代替わりの際は寛政年間より町奉行所から宿証文の発給を受けている

⑧これらの由緒により、現在は「家役」「郷支配」の際に苗字を名乗り、また「御地頭用並御所司代御目付様御巡見之節、所神事警固」などの際に限り帶刀している

この中で特に注目したいのは、②の内容についてである。郷士達が大原に土着するにあたつて小椋実秀なる人物が重要な役割を果たしたとされているが、この人物は本来、大原郷士達の由緒の中に登場してくるような人物ではない。なぜならこの人物は、木地師の支配制度を確立したと伝えられる人物だからである。さらに、ここでは惟喬親王の薨去年が元慶三年という実際の親王薨去年である寛平九年とは異なるものとなつてゐるが、これもまた近江の木地師の間に伝わる惟喬親王縁起の中の親王薨去年と一致するものである。⁽⁵²⁾なお、近江の木地師の間に伝わる惟喬親王縁起には、親王薨去年を元慶三年とす

るものと寛平九年とするものの二種類が存在するが、『永源寺町史』木地師編下巻に所収の四つの惟喬親王縁起のうち、大原郷士達の由緒と内容が最も近似しているのは蛭谷筒井神社蔵のものである。⁽⁵³⁾ 蛭谷筒井神社は近世期は筒井八幡宮と称し、臨済宗永源寺派の帰雲庵の住職と共に「筒井公文所」を主催して、君ヶ畠の大皇大明神と曹洞宗永平寺派の金龍寺の住職が主催する「高松御所」と木地師支配の実権を巡つて対立していた。⁽⁵⁴⁾ 史料四

の文書の中に蛭谷八幡宮の世襲神主である大岩氏と同姓の「大岩右近」なる人物の名前が出てくること、奥書の部分に「公文所」という記載が見られることなども合わせて考えると、郷士達が譲り受けた文書類はこの「筒井公文所」系の木地師のものであつた可能性が高い。

右に見た大原郷士達の由緒と木地師の由緒との内容の一致は、先に見た木地師の者からの文書類の譲渡という事実がなければ考えられないであろう。寛政期に提出したという由緒書が残存していないため確証だつたことはいえないが、推測するに大原郷士達は、この弘化二年の由緒の改変においてはじめて中世以前の具体的な由緒を獲得するに至つたのではないだろうか。

以上のような由緒を提出した大原郷士達は、無事にこ

の弘化二年の帯刀人改の危機を乗り切り、引き続き非常帯刀を許されることとなつた。そして、その翌年の弘化三年（一八四六）、郷士達は惟喬親王の九五〇年忌の法要を行つた。次に引用するのは、慶応四年（一八六八）二月、町代・古久保新三郎宛に大原郷士達が提出した由緒書の末尾にあたる部分である。⁽⁵⁵⁾

（史料六）

（前略）且又

親王様御恩忌之儀者、延喜三年百五拾回忌迄ハ君ヶ畠茂寵越一緒ニ集リ相勤候得共、其後ハ君ヶ畠者遠方之儀ニ付彼所ニテ相勤、私共者大原ニテ相勤候様談事之上極メ候ニ付、從夫恩忌毎ニ別々ニ相勤申候、則弘化三辰年九百五拾回忌之節も、魚山衆、両院内不殘御^(ママ)諸待仕、於証拠堂乍龜抹相勤申候、（中略）

右者全御尋等ハ無御座候得共、此度難有
御改政ニ付、御触流之節大原郷も村々御直御触流ニ相成候付、村庄屋之外大原郷庄屋与御座候ニ付、此義分リ兼候故、古来より之採決書御窺奉申上度
如斯御座候、以上

大原郷政所当役

慶應四年

上野村 久保吉郎

(史料七)

二月廿五日

惣代 久保甚左衛門

(前略) 御像、御位牌出来迄

古久保新三郎様

小椋卿、堀川卿者君ヶ畠工往来為有、漸寛平九年ニ
委ク成就ニ付、御像、御位牌西方院エ奉安置、十九
ヶ年目寛平九年ニ十三回忌嘗 (後略)

中略前の部分に、弘化三年に大原所在の寺院である勝

林院の本堂・証拠堂において惟喬親王の九五〇年忌が行
われたことが述べられている。この法要についての詳細
は不明であるが、ここで注目したいのは、法要が実施さ
れた時期についてである。実は、この弘化三年という年
は、郷士達が惟喬親王の薨去年としている元慶三年から
見て九五〇年目には当たらない。一方、惟喬親王の實際
の薨去年が寛平九年であることは先述したが、その寛平
九年から見て弘化三年はちょうど九五〇年目に当たる。
この事実をどう捉えるべきなのであろうか。

そこで、この九五〇年忌以外の親王の年忌に関する記
述を同じ由緒書の中から探してみると、親王の十三回忌⁽⁵⁷⁾
の実施について次のような記述が見られる。なお、史料
中の「堀川卿」とは、小椋実秀などと共に惟喬親王に帶
同したと伝えられる人物で、やはり木地師の由緒の中に
登場してくる。

以上のことを見て考へると、弘化三年という時期に惟喬親王の九五〇年忌が実施されたことの意味を考える上で重要なのは、やはり前年の弘化二年に由緒の改変が行われたことにあるように思われる。弘化二年にはじめて惟喬親王の具体的な薨去年を知った郷士達が、翌弘化三年に当時から見て最も近い年忌である九五〇年忌を急遽実施するに至つた、そのように捉えられないだろうか。

とすれば、この九五〇年忌が実施されたことの意義は極めて重大であろう。郷士達が非常帶刀の権利の維持という結果だけに満足していたのであれば、九五〇年忌を弘化三年という時期にあえて行う理由などはないからである。弘化三年に九五〇年忌が実施されたという事実は、弘化二年の由緒の改変を契機に、大原郷士達の間で由緒への自覚が急速に深められていったことを示しているといえよう。

そしてもちろん、郷士達が九五〇年忌という節目の法要を開催したことの背景には、由緒者としての稀有な存在性を他の郷民達に示そうという思惑も働いていたものと思われる。その意味で、郷士達が由緒への自覚を深めたことは、彼らに他の郷民達と自己との差異化、差別化

を希求させていく重大な契機となつて行った。史料六に引用した由緒書が、その末尾に「此度難有御改政ニ付、御触流之節大原郷も村々御直御触流ニ相成候付、村庄屋之外大原郷庄屋与御座候ニ付、此義分リ兼候故、古来より之採決書御窺奉申上度如斯御座候」とあるように、要するに維新後の郷内での地位の保証を求めて提出されたものであつたことなどは、そうした彼らの意識のあらわれであつたといえよう。

以上に見てきたように、大原郷士達は弘化二年の帶刀人改を契機に由緒の内容の改変を行つた。そして、その作業を通じて由緒者としての自覚を強く持つようになり、自らと他の郷民達との差別化を希求するようになつたのである。

おわりにかえて

以上、近世期の大原郷士とその由緒について見てきた。彼らの郷内での支配的地位が十八世紀頃より動搖していつたこと、それに抗おうとした結果としての由緒の改変とその意識化、という一連の流れは、おおよそにおいて

これまで関東地方を中心にして進めてきた由緒研究の成果と一致するものであったといえる。はじめにでも述べた通り、本稿は従来の由緒研究の成果の中に、畿内地域の事例をわずかに継ぎ足したものに過ぎない。しかし、こうした事例の積み重ねの上にこそ近世村落社会の内部に存在する諸権威、由緒が持つ意味についての理解を深めていく鍵があるのであり、その点において本稿もまたいささかの意義を有しているといえるであろう。

そのような中であえて本稿のオリジナルな点を述べるならば、それは大原郷士達が有していた由緒が、惟喬親王という、徳川権力とは相対的に独自な存在に基づいていた、ということである。既に指摘されている通り、近世社会の由緒には多分に地域性というものが伴う。⁽⁵⁹⁾ おそらく畿内地域には、大原郷士達のように天皇・朝廷との由緒を持つ者達が、広く知られる山科郷士や山国地域の人々など以外にも多数存在していたものと思われる。そうした人々の存在をあきらかにしていくことが、畿内地域における由緒の地域性、固有性を考えていく上で重要な作業となるであろう。そして、その作業は単に由緒研究を深化させるだけではなく、近年盛んな近世朝廷史研究にも資するものになると考へる。⁽⁶⁰⁾

さてところで、大原郷士達はこの後、明治新政府への出仕を願い、数年にわたり歎願活動を行っていくこととなる。そして、その活動の中で彼らは自らの由緒を天皇家との由緒へと拡大していくのであるが、この明治維新以後の彼らの動向については別稿で論じることとしたい。

註

- (1) 西脇康「近世農村の『家』と家結合」(『歴史評論』四二八、一九八五年)、井上攻「由緒書と村社会」(『地方史研究』二三四、一九九一年。後、落合延孝編『幕末維新論集五 維新変革と民衆』吉川弘文館、二〇〇〇年、に再録) 参照。

- (2) 大友一雄『日本禁制国家の権威と儀礼』(吉川弘文館、一九九九年)など。

- (3) 井上攻『由緒書と近世の村社会』(大河書房、二〇〇三年)、同「信州高遠藩の家筋改と文書審査」(『日本歴史』六七三、二〇〇四年)など。

- (4) 山本英二「浪人・由緒・偽文書・苗字帶刀」(『関東近世史研究』二八、一九九〇年)、同「甲斐国『浪人』の意識と行動」(『歴史学研究』六一三、一九九〇年)、同「由緒、その近世的展開」(『日本歴史』六三九、二〇〇〇年)、同「近世の村と由緒」(『歴史評論』六三五、二〇〇三年)、同「村の由緒、イエの由緒」(『日本歴史』六七三、二〇〇四年)など。

(5) 岩崎清美「近世後期における歴史意識の形成過程」

『関東近世史研究』三四、一九九三年)、同「近世村落における名主の文書管理と『旧記』の作成』(『法政史学』四六、一九九四年)、同「近世社会における『旧記』の成立」(『法政史学』四八、一九九六年)、同「近世における地域の成立と地域史編纂」(『地方史研究』二六三、一九九六年)、同「地域の歴史と権力の歴史」(村上直編『幕藩制社会の地域的展開』雄山閣出版、一九九六年)、同「村の由緒の形成と伝播」(『日本歴史』六七三、一九九四年)など。

(6) 白井哲哉『日本近世地誌編纂史研究』(思文閣出版、一〇〇四年)、同『地方史』認識の形成と近世地域社会』(『関東近世史研究』三四、一九九三年)、同「近世政治権力と地誌編纂』(『歴史学研究』七〇三、一九九七年)など。

(7) 羽賀祥一『史蹟論』(名古屋大学出版会、一九九八年)。

(8) 管見の限りでは、深谷克己「由緒地域の村役人家」(『国立歴史民俗博物館研究報告』六九、一九九六年)、坂田聰「中世後期～近世前期の家・家格・由緒」(『歴史評論』六三五、二〇〇三年)などがあるが、まだまだ事例不足であることは否めないであろう。

(9) 残存する史料を見る限り近世期において大原郷士達が自らを「郷士」と称したことはなく、また明治維新以降は自らを「政所郷士」と称するのであるが、本稿では居住地域名を冠して郷士を呼称する従来の研究の慣習に

隨い、便宜上このように呼ぶこととする。

(10) 杉本壽『木地師制度の研究』第二巻(清文堂出版、一九七六年)、京都市編『史料京都の歴史』第八巻左京区(平凡社、一九八五年)、熊谷光子「帶刀人と畿内町奉行所支配』(塚田孝ほか編『身分的周縁』部落問題研究所、一九九四年)などに若干の記載が見られるものの、いずれも断片的、史料紹介的な記述にすぎない。

(11) 吉川秀造編『近畿郷士村落の研究』(同志社大学人文科学研究所、一九六四年)。

(12) 近世社会における郷域の特質と意義については水本邦彦『近世の郷村自治と行政』(東京大学出版会、一九九三年)、白井哲哉『江戸時代の『郷』』(木村健編『村落社会の史的研究』八木書店、一九九四年、所収)などを参照のこと。

(13) この八か村に勝林院村の北に所在する小出石村を加え、「大原九ヶ村」と呼称されることもある。

(14) 『新日本古典文学大系十七 竹取物語伊勢物語』(岩波書店、一九九七年)一六一頁。なお、京都市左京区大原地区から滋賀県大津市仰木町にまたがる山を小野山(大原山)という。

(15) 『大日本史料』第一編之二(東京大学出版会、一九二八年)、三八八～四〇〇頁。

(16) 『北肉魚山行記』(『新修京都叢書』第十二巻、臨川書店、一九七一年、所収)一二七頁。

(17) 『山州名跡志』(同第十五巻、一九六九年、所収)一五六頁。

(18) 『拾遺都名所図会』(同第七卷、一九六七年、所収)

三二二、三二三頁。

(19) 土井卓治『石塔の民俗』(岩崎美術社、一九七一年)、

一〇五頁。

(20) 中世村落における政所については藤木久志『戦国の作法』(平凡社選書、一九八七年)、一九一、二二二頁など

などを参照のこと。

(21) 「津吉家文書」《京都市歴史資料館架蔵写真版》三一

九五一、三八、一四二。

(22) 「津吉家文書」三一九五一、二四、四〇。ただし、この史料は明治期に郷士達の子孫が書き記したものであり、

人足免除の具体的な内容については不明である。

(23) 「津吉家文書」三一九五一、二四、四〇。参考。

(24) 「大原政所由緒並当時迄之次第書」(『古久保家文書』

《京都府立総合史料館蔵》一九七)。なおこの史料については後掲。

(25) 「津吉家文書」三一九五一、八二、八五。

(26) 「津吉家文書」三一九四一、六〇三、六五〇。

(27) 雜色は町奉行所附属の下級役人で、洛中洛外の司法、

検察を担つた。詳細は辻ミチ子「京都における四座雜色」(『部落問題研究』四、一九五九年)、野田只夫「封建社会に於ける雜色人の位置」(『ヒストリア』八、一九五三年)など参照のこと。

(28) 「大原上野町文書」《京都市歴史資料館架蔵写真版》三四三三、一三一八、一三一九。

(29) 「大原勝林院町文書」《京都市歴史資料館架蔵写真

版》三四三三四、一六九八。

(30) この点については藤木氏前掲書「在地領主の觀農と

民俗」の章、岩橋氏前掲「近世社会における『旧記』の

成立」、加藤哲「後北条氏治下の村落と祭祀」(杉山博先

八年、所収)、吉岡孝「近世村落における地所と神事」

(村上直編『近世社会の支配と村落』文献出版、一九九

二年、所収)などを参照のこと。

(31) 「津吉家文書」三一九五一、二五、一三三。なお、史料の引用にあたつては俗字・異体字は現在通行の字体に、

変体仮名・合字は平仮名に改めた。以下特に注記しないが他の引用史料についてもすべて同様である。

(32) 宝暦十年(一七六〇)に江文神社の別当職の有無をめぐつて井出村と大原郷士および郷内七ヶ村との間で争われた争論の内済証文の中には「(江文神社の・筆者註)造営修復、神事、祭礼之儀ハ享保年中之取替証文之趣急度相守」とある(『津吉家文書』三一九五一、四三一、四七)。

(33) 以上すべて「津吉家文書」三一九五一、一一、一二四。

(34) 以上すべて「津吉家文書」三一九五一、三八、一四二。

(35) 井出村・戸出村の二村は郷中の寄合の際、年寄の席次が他の村々より下座であることが「古来より仕来」であつた(『津吉家文書』三一九五一、八五、一五七、一六〇、一六一など参照)。もつとも、庄屋の席次に関しては村順に関係なく古役の者が上座に座る決まりであるなど、不明な点も多い。とはいえ前掲「氏神御湯ニ付

席順口上書等」に上野村と草生村は同格であることなどが記載されているから、村格の差があつたことは確実である。ちなみに同史料によれば、村格は来迎院村・勝林院村・上野村・草生村・大長瀬村・野村・井出村・戸寺村の順であつた。

(36) 「津吉家文書」三一九四一七二一〇一七三三二。

(37) 「御入木運上」については『京都御役所向大概覚書』上(清文堂出版、一九七三年)三一五〇三一七頁に若干の記載が見られる。それによれば大原以外でこの運上が課せられていたのは、鹿ヶ谷、梅ヶ畠といふ、やはり炭焼きなどで著名な地域であつた。

(38) なお、史料中には同年の「三ヶ所入組山一村切」の情報も記載されていたが、【表6】から得られる結果と異なるところはなかつたので省略した。

(39) 「津吉家文書」三一九四一八三三一八三七。なお、久保甚五兵衛の居住地域については史料内に記載されていなかったが、【表6】で用いた史料の中で「梶井宮様御山役人」と記載されていたため、やはり梶井宮領内に居住していたものと判断した。

(40) たとえば本稿で主に用いている「津吉家文書」の所蔵者である津吉平吾家は、農間渡世として酒造業を営んでいたことが史料から確認できる(「津吉家文書」三一九五一七五〇七六など参照)。

(41) 「津吉家文書」三一九五一八六〇八七。

(42) 吉田ゆり子『郷土』と帶刀改め一村に住む『武士』(同『兵農分離と地域社会』校倉書房、二〇〇〇年、

所収。初出は「村に住む『武士』」⁴³⁾『新しい近世史』第四卷、新人物往来社、一九九六年) 参照。
(43) 宿証文発給の意義については吉田氏右掲論文、熊谷氏前掲論文などを参照のこと。

(44) 「津吉家文書」三一九四一八〇一。なお、この引用箇所を含む由緒書の全文は杉本氏前掲『木地師制度の研究』第二巻に翻刻されているが、その底本は本稿で用いている「津吉家文書」のものではない。また、筆者が以前大原に調査に訪れた際にお話を伺つた大原郷士の御子孫である久保吉郎家にも同内容の由緒書が一冊所蔵されていた。これらのことから、弘化二年に作成された由緒書の写本を郷内の郷士達がそれぞれ所有していたであろうことがわかる。

(45) 吉田氏前掲書、一〇〇一〇一頁参照。

(46) 「津吉家文書」三一九五一一七〇。

(47) 木地師は惟喬親王を業祖と仰ぐ強固な血縁意識の下、近江国愛知郡東小椋村の君ヶ畠、蛭谷、箕川、政所、黄和田、九居瀬の六部落を中心に全国的に発展していく(杉本壽『木地師制度研究序説』ミネルヴァ書房、一九六七年、第四章「木地師の発展過程」参照)。

(48) このうち「木地師定書」については「津吉家文書」内に残存している。前掲『史料京都の歴史』四五九〇四六一頁参照のこと。

(49) 『京都町触集成』第十一巻(岩波書店、一九八六年)、史料番号九四四一九四六の町触参照。

(50) 「津吉家文書」三一九五一〇六〇一〇九。なお、該

史料では計十七人の跡目相続がまとめて願われているが、うち十四人の相続理由が「病死」と記されており、跡目相続願提出以前の段階でその多くが死亡していた可能性が高い。

(51) 「津吉家文書」三一九四一八〇一八〇四。

(52) 永源寺町史編さん委員会編『永源寺町史』木地師編、下巻（永源寺町、二〇〇一年）所収の四つの惟喬親王縁起（四四七頁～四五六頁）、および同書「解説」（渡邊守順氏執筆）五〇八頁、五四三頁参照。

(53) 同右、四五四頁～四五六頁。

(54) 同右、四九九～五〇九頁。

(55) 町代は京都町奉行所と洛中の町々との間に立ち、触の回達などをを行う下級役人。本来的には町組の雇用人だが、町奉行所内の詰所に出勤したため、奉行所の下級役人的要素も強かつた。慶應三（一八六七）年十二月十一日に町奉行所が廃された後も詰所へ出勤し、しばらくその職務を継続した（京都町触集成』第十三巻、岩波書店、一九八七年、史料番号三六四の町触参照）。

(56) 「大原政所由緒並當時迄之次第書」（古久保家文書）一九七。

(57) 同右。

(58) 「津吉家文書」三一九四一七九八。

(59) たとえば山本氏前掲「村の由緒、イエの由緒」では、武田信玄に収斂される甲斐国の地域的由緒の風土の中では後北条家の文書が由緒としては機能しにくい、という興味深い事例を呈示している。

(60) 近年の近世朝廷史研究の成果は、朝廷出仕の下級官

人や堂上公家の家来の中に、一定の金銭を支払うことでの新たに出仕が認められた者が相当数存在していたことをあきらかにしている。そうした人々がなぜ朝廷への出仕を志向したのかを考える上で、由緒の問題は重要な意義を持つであろう。

（付記）本稿は二〇〇一年度慶應義塾大学大学院に提出した修士論文のうち、二〇〇三年度明治維新史学会秋季大会で報告した内容の一部を文章化したものである。この大原郷士に関する研究を行うにあたっては、大原郷士の御子孫である久保貞子氏に数度にわたりお会いする機会を得、文献史料からでは知り得ない貴重なお話の数々を伺うことができた。また、指導教授である柳田利夫先生からは論文執筆の段階で様々ご指導、ご意見を賜った。記して感謝申し上げたい。